

推進テーマの現状と課題及び課題への対応

資料 3

推進テーマ	現状	課題	課題に対する各部局の対応策、事業等	部局	担当課
<p>1 集落活動センター</p>	<p>(センター別支援チーム)                      ・現在、7つのセンター別支援チームを設置し、集落活動センターの立ち上げに向けて、地域からの要望に応じて支援。                      ・24年度中の立ち上げを予定しているセンターについては、順次支援チームを編成し支援</p> <p>(ブロック別支援チーム)                      ・25年度以降のセンター立ち上げについて、市町村の状況を把握し、7つのブロック別支援チームを設置</p>	<p>(1)集落活動センターの3年後の運営支援について</p> <p>集落活動センターの仕組みづくりに対する県の財政支援として、集落活動センター推進事業費補助金の補助対象期間は、最長3年間となっており、その後は自主財源や市町村の支援等を活用した運営となる。                      継続的な運営につなげていくために必要不可欠な自主財源の確保が課題となると考えられる。</p>	<p>■国民健康保険調整交付金                      (特別調整交付金・国保保健指導事業)                      国民健康保険被保険者の健康の保持・増進のために市町村が実施(委託可)する特定健診等の受診率向上策や、生活習慣病予防策、健康教育、健康相談等の取組に対する支援                      市町村からの委託先として集落活動センターの活用が考えられる。</p> <p>■後期高齢者医療調整交付金                      (特別調整交付金・長寿健康増進事業)                      後期高齢者医療被保険者(75歳以上)を対象として、長寿・健康増進のために市町村が実施(委託可)する健康相談や体操教室などの取組に対する支援                      市町村からの委託先として集落活動センターの活用が考えられる。</p> <p>■介護保険事業                      地域のニーズがあり、介護保険事業(者)として取り組む場合</p> <p>介護予防に資する活動に関しては、介護保険法による市町村の「地域支援事業」で対応が可能</p> <p>訪問、通所介護を運営する場合、事業所から遠距離の地域等の利用者に対するサービス提供に要する費用に対して助成を行う「中山間地域介護サービス確保対策事業費補助金」の活用が可能</p> <p>市町村の介護保険事業計画に位置づけられれば、認知症グループホームとしての運営が可能</p> <p>■地域子育て支援拠点事業及び一時預かり事業                      地域のニーズがあり、児童福祉法や国の交付金等の基準を充足した場合                      (地域子育て支援拠点事業)                      ・乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業の活用が可能                      (一時預かり事業)                      ・家庭において一時的に保育を受けることが困難になった乳幼児について、一時的に預かり、必要な保護を行う事業の活用が可能</p> <p>■中山間地域等直接支払制度の申請書類の整理支援                      中山間地域等直接支払交付金は、平成12年度よりスタートし、現在、第3期対策(平成22年度～平成26年度)を実施中                      この制度では、毎年、各々の対象集落が市町村に申請書類を提出することとなっている。その手続き事務などを集落活動センターが行うことにより、その対価として支出が可能。                      (参考)                      ・集落の資金状況:毎年留保している金額                      約4億4千万(全体交付金額の44%)                      ・注意点:集落で、留保した資金の用途の制限はないが、集落協定書に用途の明記が必須。                      (事例)                      JA四万十:1協定当たり1万円で受託。                      H23年度:754集落協定、交付金額約9.8億円/年</p> <p>■集落営農の交流・加工等の拠点ビジネス化へのアドバイス支援                      現在、集落営農では、ステップアップにより所得向上を目指す園芸品目等の導入や、交流事業・加工品開発など集落の拠点ビジネス化を進めている。                      こうした取り組みに対しては、一定のスキルが必要であり、集落活動センターの立ち上げに参画する「高知ふるさと応援隊」のメンバーのスキルがこのニーズにマッチするのであれば、集落営農のアドバイザーを担うことにより、その対価として報償費の支出が可能。                      対象事業:「集落営農・拠点ビジネス支援事業」                      事業目的:集落営農組織への支援</p> <p>■農地・水保全管理支払事業                      ○農地・水保全管理支払交付金の事業実施主体である活動組織が事業に係る事務手続きを委託することは可能であるため、集落活動センターを委託先として活用できる。                      ○複数の活動組織やNPO、地域の関係団体等から構成される組織(農地・水・環境保全組織)を広域エリアで設立し、農地・水保全管理支払交付金の活動に取り組むことが可能なため、組織の構成員として集落活動センターに事務手続きや活動組織間の調整を担ってもらえること                      なお、農地・水・環境保全組織を設立すれば、運営経費として1回限りであるが、40万円/組織が交付される。</p> <p>■県管理漁港の美化活動に係る地域調整業務                      現在、4漁港で県が主体となって漁港美化連絡協議会を立ち上げ、地域の方々と協働して環境美化(清掃)活動を実施している。                      こうした活動のうち、県が行っている調整業務(連絡協議会の発足、日程調整、保険加入手続、用具調達等)を集落活動センターに委託できる。</p> <p>■川支え合い事業(河川環境整備委託事業)                      河川のごみ収集や草刈りなどの維持管理業務を地域住民・団体等に委託するもの。                      &lt;課題&gt;                      集落活動センターの近くに手入れの必要な河川が存在するか</p> <p>■道路維持管理委託(地域委託)                      町内会、地区会、PTA、老人クラブ等地域で活動する団体の皆様に道路の草刈りを委託するもの。                      &lt;課題&gt;                      集落活動センターの近くに手入れの必要な道路が存在するか</p> <p>■シルバー人材センターとの連携による暮らしへのサポートへの支援                      地域の高齢者等から集落活動センターに集約されるニーズ(墓掃除、草刈り、大作業、買い物代行等)に対し、シルバー人材センターと連携して対応していく仕組みづくり(集落活動センターにサテライトの機能を持たせる等)等</p> <p>【参考】                      ■防災拠点再生可能エネルギー等導入推進事業                      防災拠点に位置づけられた集落活動センターが実施する太陽光発電等の再生可能エネルギー施設の導入の支援                      3年後も売電収入が期待できる。</p>	<p>健康政策部</p> <p>健康政策部</p> <p>地域福祉部</p> <p>地域福祉部・教育委員会</p> <p>地域福祉部・農業推進課</p> <p>農業振興部</p> <p>農業振興部</p> <p>水産振興部</p> <p>土木部</p> <p>土木部</p> <p>商工労働部</p> <p>林業振興・環境部</p>	<p>国保指導課</p> <p>国保指導課</p> <p>高齢者福祉課</p> <p>少子対策課 幼保支援課</p> <p>地域農業推進課</p> <p>地域農業推進課</p> <p>農業基盤課</p> <p>漁港漁場課</p> <p>河川課</p> <p>道路課</p> <p>雇用労働政策課</p> <p>新エネルギー推進課</p>
	<p>現在、制度や事業としてあり、活用できるもの</p>	<p>今後検討できるもの、可能性のあるもの</p>			

10

推進テーマ	現状	課題	課題に対する各部局の対応策、事業等	部局	担当課
1 集落活動センター	<p>(センター別支援チーム)            ・現在、7つのセンター別支援チームを設置し、集落活動センターの立ち上げに向けて、地域からの要望に応じて支援。            ・24年度中の立ち上げを予定しているセンターについては、順次支援チームを編成し支援</p> <p>(ブロック別支援チーム)            ・25年度以降のセンター立ち上げについて、市町村の状況を把握し、7つのブロック別支援チームを設置</p>	<p>(2) 高知ふるさと応援隊が定住するためのサポートについて</p> <p>中山間地域を維持・再生するためには、地域住民の皆様とともに地域活動に意欲的、精神的に取り組む人材の確保が重要。こうした人材となる高知ふるさと応援隊に地域で定住してもらい、継続した活動を行ってもらうための支援が課題となっている。</p>	<p>■移住促進事業費補助金：市町村支援事業、NPO等支援事業            住居を確保するために、市町村や団体が空き家調査を行う際の財政支援            補助先：市町村、NPO等            補助率：市町村1/2、NPO等定額            補助限度額：50万円</p> <p>■移住促進事業費補助金：市町村支援事業            市町村が定住を支援するために空き家を修繕する際の財政支援            補助先：市町村            補助率：1/2            補助限度額：450万円</p> <p>■移住促進事業費補助金：U・Iターン希望者住宅改修事業            定住するための住宅改修に対する財政支援(対象となるUターン希望者は当該市町村に移住して1年以内であるもの)            補助内容：U・Iターン希望者が居住するために行った、個人所有の住宅の改修への助成金を設けている市町村を支援            補助率：1/2以内            補助限度額：25万円</p> <p>■定住へ向けた移住者支援            各市町村の隊員や他の先輩移住者による交流会を開催することにより、定住に関する課題等について相談のできるネットワーク作りを支援する。</p> <p>■新規就農総合対策事業            ○新規就農に向け、農業技術の習得に必要な実践研修を受ける場合、研修期間中の研修手当や受入先となる先進農家等に対して謝金を給付する。            ○45歳未満で独立・自営での農業経営を開始し、市町村が地域の話し合いに基づいて作成する「人・農地プラン」に地域の中心となる経営体として位置づけられた場合、就農から5年以内に限って青年就農給付金(経営開始型)を交付する。</p> <p>■農地活用推進事業費補助金            ○耕作放棄地を解消し、営農再開に取り組む場合、解消作業に要する経費を補助する。            ○耕作放棄地の解消と併せて行う、作業道や水路の整備などの施設等保管整備に対して補助する。</p> <p>■レンタルハウス整備事業            施設の増設や高度化による経営改善を目指す農業者の育成と新規就農者等の確保を行うため、レンタルハウスの整備を支援し、園芸産地の維持・強化を図る。            ・新設レンタルハウス区分            (補助率)新規就農促進区分 1/3以内(中山間地域2/5以内)            (限度額)一般ハウス：8,000千円/10a以内            ・就農サポートハウス区分            (補助率)1/3以内            (補助先)市町村</p> <p>■園芸用ハウス流動化促進事業            自立経営を開始する新規就農者や規模拡大を図る農業者が、中古ハウスを改良し活用するために要した経費に対して補助する。            ・新規就農区分            (補助率)市町村補助率と同率(上限1/4以内)            (限度額)4,500千円以内/10a            (補助先)市町村</p> <p>■林業就業支援講習(厚労省委託事業)            林業就業希望者に対し、20日間程度の座学・実習を実施            ・林業就業に係る基本的な知識 ・林業労働安全衛生            ・刈払機・チェーンソー作業 ・林内作業車安全教育            ・林業作業実地講習 ・就業相談 など</p> <p>■副業型林家育成支援事業            継続的に生産活動を行い、副業的な林業収入を得る副業型林家を育成・支援するための研修を実施するNPO等を支援</p> <p>■特用林産物新規就業者支援事業            新たに特用林産物に就業する者に対し、生産技術を習得するための研修経費を支給する市町村を支援</p> <p>■林業・木材産業改善資金            新たな林業部門(林業、特用林産物等)の経営の開始等に対して、貸付業務を行う金融機関を通じて、無利子の資金を貸し付ける。</p> <p>■漁業関係制度資金            ・経営開始資金の貸付、利子補給</p> <p>■漁業就業者確保対策事業            ・新規就業者に対する研修、漁船リース事業等の支援及び相談・指導業務</p> <p>■空き教職員住宅の使用許可            市町村が必要とした場合は、教職員住宅の空き住宅について、行政財産の目的外使用を許可する。</p>	<p>産業振興推進部</p> <p>地域づくり支援課</p> <p>地域づくり支援課</p> <p>地域づくり支援課</p> <p>農地・担い手対策課</p> <p>農地・担い手対策課</p> <p>農業振興部</p> <p>産地・流通支援課</p> <p>産地・流通支援課</p> <p>林業振興・環境部</p> <p>森づくり推進課</p> <p>森づくり推進課</p> <p>森づくり推進課</p> <p>木材産業課</p> <p>水産振興部</p> <p>水産政策課</p> <p>漁業振興課</p> <p>教育委員会</p> <p>教職員・福利課</p>	

推進テーマ	現状	課題	課題に対する各部署の対応策、事業等	部局	担当課
2 移動手段の確保に向けた仕組みづくり	<p>(推進チームの現状)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域公共交通会議未設置の13市町村のうち11町村を訪問</li> <li>地域公共交通会議設置の21市町村のうち7市町村を訪問</li> </ul> <p>(支援チーム会等での取り組み状況)</p> <p>第1回会議(5/10)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>移動に関する施策、課題のまとめを依頼</li> <li>今後、市町村との協議の際に、1回以上は関係各課に同行を依頼</li> </ul> <p>第2回会議(6/13)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>集落調査の結果</li> <li>市町村の訪問状況</li> <li>対象者別の施策関係図 等</li> </ul>	<p>(現在進めている中での課題)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>市町村の課題 <ul style="list-style-type: none"> <li>現状の移動手段の確保に要する経費以上は負担しづらい。</li> </ul> </li> <li>交通事業者の課題 <ul style="list-style-type: none"> <li>中山間地域のタクシー事業者の高齢化のため、今後の営業継続性に問題あり。</li> <li>乗合タクシー制度を活用するにも、台数や運転手に余裕がないタクシー事業者が多い。</li> </ul> </li> <li>住民の課題 <ul style="list-style-type: none"> <li>既存の交通手段では、買い物、通院の際に時間帯が合わない、バス停まで遠いなどで使いづらい。</li> </ul> </li> </ol> <p>(今後進めていく上での課題)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>利用者も少ない路線バスへの赤字補てんの経費が市町村の財政的負担となっているが、他の市町村にもまたがる路線であり、広域的に考えていく必要がある。また、路線の再編や整理に向けて交通事業者との協議も必要である。</li> <li>市町村により取組に対する温度差があるが、移動手段の確保に向けた市町村の取り組み姿勢が今後、重要な鍵となる。</li> </ol>	<p>現在、制度や事業としてあり、活用できるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■へき地患者輸送車整備費補助金 <ul style="list-style-type: none"> <li>無医地区において、住民の医療を確保するため、市町村が行う患者輸送車の整備に対して補助する。</li> <li>補助先:市町村</li> <li>補助率:1/2</li> <li>補助対象経費:マイクロバス、ワゴン車等の患者輸送車</li> </ul> </li> <li>■中山間地域移動手段確保支援事業費補助金 <ul style="list-style-type: none"> <li>中山間地域における病院や買い物等地域住民の生活を支える移動手段の確保を図るため、地域の実情に沿ったきめ細かな移動サービスを提供する仕組みづくりやその実施に対して支援する。</li> <li>補助先:市町村</li> <li>補助率:2/3以内</li> <li>補助対象:車両購入、乗合タクシー等の実証運行等に必要経費</li> </ul> </li> <li>■地域の交通維持支援事業費補助金 <ul style="list-style-type: none"> <li>地域住民の生活を支える地域内の基幹交通(路線バス等)の維持及び確保のため、公共交通再編等に必要調査等、路線維持のために必要な施設整備及び新たな取組の実証運行に要する経費について補助する。</li> <li>補助先:市町村</li> <li>補助率:1/2</li> <li>補助対象事業:地域公共交通再編計画の策定、バスの車両購入及び改造、バス停の整備、デマンド運行ほか</li> </ul> </li> </ul>	健康政策部	医療政策・医師確保課
				産業振興推進部(中山間対策・運輸担当理事所管)	中山間地域対策課
				交通運輸政策課	
3 農林水産物直販所への支援	<p>(推進テーマの現状)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>30市町村に137店舗が開設されており、年間売上高は81億円(H23.7月現在。売上高は回答があった125店舗の計)</li> <li>年間売上高は増加してきているが、店舗数は平成19年度の142店舗をピークに減少傾向にあり、1店舗当たりの平均売上高は拡大基調にある。</li> </ul> <p>(支援チーム会等での取り組み状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>直販所へ取組意向調査を実施した。</li> <li>調査結果をもとに、支援対象を特定した。</li> <li>個別に支援を実施するもの(例:アドバイザー派遣)は、内容のヒアリング中</li> <li>集合型で支援を実施するもの(例:ブログ等情報発信スキル修得研修、安心係養成講習会)は、年間スケジュール作成中。</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>客単価の向上、来客数の増加のための商品力の向上</li> <li>地域外の来客を増やすための観光資源化</li> <li>販売額拡大のための販路開拓</li> <li>取組意向がない直販所へのアプローチ支援策に対する取組意向や意見がないが、地域の拠点として活性化策に取り組みでほしい店舗に対するアプローチ</li> </ol>	<p>現在、制度や事業としてあり、活用できるもの</p> <p><b>A: 直販所の運営・販路拡大に対する支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■観光アドバイザー招聘事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>直販所の観光資源としての活用について藤澤アドバイザーを招聘し、研修会を実施(観光アドバイザー招聘事業)</li> </ul> </li> <li>■新需要開拓マーケティング事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>県内の直販所等と県外の量販店等をつなぎ、商品力のある地産地消品について、県外での販路を広げる</li> </ul> </li> <li>■魅力的な直販所づくり支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>事業:「農林水産物直販所支援事業」</li> <li>内容:直販所で販売する商品の安全安心確保に向けた実践研修や集客力アップのための店づくりに関するアドバイザーを派遣する。</li> </ul> </li> <li>■木の香るまちづくり推進事業費 <ul style="list-style-type: none"> <li>木の文化県構想に基づき、県産材を活用した公共的施設及び屋外景観施設等の整備や、県産木製品の導入などを支援する。</li> </ul> </li> </ul> <p><b>B: 直販所に出荷する生産者(集落活動センター関係者等)に対する支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■地域の物流等支援事業費補助金 <ul style="list-style-type: none"> <li>中山間地域などの地域の生活を物流面から支えるため、市町村が行う農産物等の直販所への集出荷や買い物弱者等への生活関連サービスを複合化するなどの仕組みづくりやその実施に対して支援する。</li> <li>補助先:市町村</li> <li>補助率:1/2以内</li> <li>補助対象経費:しくみづくりのための調査・検討・試行、広報等又は実施(人件費、燃料費等)に要する経費</li> </ul> </li> <li>■園芸品生産・集出荷強化事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>庭先集荷に必要な経費に対する補助等</li> </ul> </li> <li>■客単価の向上、来客数の増加のための商品力の向上 <ul style="list-style-type: none"> <li>事業:「農林水産物加工商品開発支援事業」</li> <li>内容:直販所を拠点として加工品を販売する場合に、その開発・支援するためアドバイザーを派遣する。</li> </ul> </li> <li>■産地と加工業者の出会いの場創出 <ul style="list-style-type: none"> <li>生産者と県内総菜メーカー等とのマッチングを通じた県内加工の推進</li> </ul> </li> <li>■漁業生産基盤維持向上事業費補助金 <ul style="list-style-type: none"> <li>水産業の振興や漁村の活性化等に効果が認められる取り組みに対して支援する。</li> <li>事業実施主体:市町村、漁協等</li> <li>補助率:1/2以内(上限:5,000千円)</li> <li>対象事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>ハード事業(水産加工施設、市場関連施設などの維持、充実、長寿命化等)</li> <li>ソフト事業(漁獲物の有利販売への取組など、漁業生産や漁協機能等の維持、充実等)</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>■水産物地域加工育成支援事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>アドバイザー派遣制度の活用などにより、地域加工グループ等が持続的な経営を行うことができるよう指導・助言する。</li> </ul> </li> <li>■漁村の6次産業化推進事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>6次産業化法に基づく計画認定への働きかけや、認定を受けた事業者の活動に対する指導・助言を行う。</li> </ul> </li> </ul>	観光振興部	地域観光課
				農業振興部	産地・流通支援課
				農業振興部	地域農業推進課
				林業振興・環境部	木材産業課
				産業振興推進部(中山間対策・運輸担当理事所管)	中山間地域対策課
				農業振興部	地域農業推進課
				水産振興部	漁業振興課・合併・流通支援課
					合併・流通支援課
					合併・流通支援課
					合併・流通支援課

21

推進テーマ	現状	課題	課題に対する各部局の対応策、事業等	部局	担当課	
3 農林水産物直販所への支援	<p>(推進テーマの現状)</p> <p>○30市町村に137店舗が開設されており、年間売上高は81億円(H23.7月現在。売上高は回答があった125店舗の計)</p> <p>○年間売上高は増加してきているが、店舗数は平成19年度の142店舗をピークに減少傾向にあり、1店舗当たりの平均売上高は拡大基調にある。</p> <p>(支援チーム会等での取り組み状況)</p> <p>○直販所に取組意向調査を実施した。</p> <p>○調査結果をもとに、支援対象を特定した。</p> <p>・個別に支援を実施するもの(例:アドバイザー派遣)は、内容のヒアリング中</p> <p>・集合型で支援を実施するもの(例:ブログ等情報発信スキル修得研修、安心係養成講習会)は、年間スケジュール作成中。</p>	<p>1 客単価の向上、来客数の増加のための商品力の向上</p> <p>2 地域外の来客を増やすための観光資源化</p> <p>3 販売額拡大のための販路開拓</p> <p>4 取組意向がない直販所へのアプローチ 支援策に対する取組意向や意見がないが、地域の拠点として活性化策に取り組んでほしい店舗に対するアプローチ</p>	<p><b>AとBの両方に関連するもの</b></p> <p>■産業振興推進総合支援事業費補助金(ステップアップ事業) 高知県産業振興計画を効果的に実行するため、地域アクションプランへの位置付けを目指す取り組みや事業等の立ち上げ段階又は試行段階にある取り組みなどに対して支援する。 ●補助先:市町村、一部事務組合、広域連合等(事業実施主体への直接補助が可能な場合あり) ●補助率:1/2以内 ●補助対象事業: ア 知事が別に定める産業人材の育成事業を受講した方が実施する取組のうち、地域アクションプランへの位置付けを目指す取組 イ 地域アクションプランに位置付けられた取組又はこれに準ずる取組であって、事業等の立ち上げ段階や試行段階にある取組 ●対象経費: ①市場調査等事業②商品・技術開発等事業③販路開拓・販売促進等事業④観光交流促進等事業⑤施設・設備等整備事業(補助額の1/2以内、1件あたり50万円未満)⑥その他事業 ●上限額:100万円(下限10万円) ●事業実施主体:市町村等、地域団体、中小企業等、任意団体、その他法人</p> <p>■産業人材育成プログラム「土佐まるごとビジネスアカデミー」 産業に関わる全ての方を対象に、ビジネスの基礎知識から応用・実践力まで身につける研修の実施。(5月～2月) ※ビジネスの段階に応じて、科目単位で受講可 ・ガイダンス・入門編:4科目 ・応用・実践編:5科目 ・基礎編:5コース、15科目 ・専門知識・技術 ※夜間・休日も開講(一部) ※安芸市、黒潮町で遠隔授業も開講(一部)</p> <p>■加工食品の適正表示に向けたアドバイス 加工食品の表示に関するワンストップ相談窓口の設置(高知県食品産業協議会)</p> <p>■商品づくりへのアドバイス、県外への販路開拓等 高知県地産外資公社による商品開発の際の助言、アンテナショップ「まるごと高知」での販売やテストマーケティング、県外の量販店・飲食店等への販路開拓の取組</p> <p>■県内の量販店等との商談会 県内事業者の県内での販路開拓・販売拡大の機会を提供するため、7/11(四万十市)、7/19(高知市)に県内量販店等との商談会を開催(6/7から6/26まで参加事業者募集)</p> <p>■地産外資商品ブラッシュアップ支援事業費補助金 県内事業者が外資活動を行った結果、商品力の向上と販売の拡大や新たな販路の開拓を促進させることを目的として、専門家の意見に基づいて行うパッケージの改良、商品コンセプトづくり、市場調査、試作品の製作などの商品の磨き上げにつながる事業を支援する。 補助先:県内の事業者又は団体 補助率:1/2以内(同一事業者に対し1回のみ) 上限額:100万円、下限額:10万円 対象経費:パッケージの改良、商品コンセプトづくり、市場調査、試作品の製作などに要する経費</p> <p>■ソーシャルメディア活用研修(全4回:6月より月1回) 生産物や商品の魅力をより一層アピールし、ファンづくりや販売増につなげるためのソーシャルメディア活用方法について学んでいただく。</p> <p>■地域づくり支援事業費補助金 市町村等が地域の課題解決に向けて、住民とともに自主的かつ主体的に取り組むハード・ソフト事業を支援する。 補助先:市町村等 補助率:1/2以内 補助限度額:2,000万円 補助要件:1事業実施主体当たりの事業費が20万円以上のもの</p> <p>■地域フォローアップ事業 地域住民が主体となり、地域食材等の資源を活用した新商品の検討やテスト販売の実施に対し、外部アドバイザーを派遣し助言を行う。 対象経費:アドバイザーへの謝金及び旅費</p> <p><b>A: 直販所の運営・販路拡大に対する支援</b></p> <p>■取組意向がない直販所へのアプローチ 具体的な取組案の提案</p> <p><b>B: 直販所に出荷する生産者(集落活動センター関係者等)に対する支援</b></p> <p>■客単価の向上、来客数の増加のための商品力の向上 (実施予定) 周年で農産物のバリエーションを増やすための栽培に関する講習会の開催</p> <p>■販売額拡大のための販路開拓 (検討) 県内外の都市部への物流ルートづくり</p>	<p>産業振興推進部</p>	<p>計画推進課</p> <p>計画推進課</p> <p>地産地消・外資課</p> <p>地産地消・外資課</p> <p>地産地消・外資課</p> <p>地産地消・外資課</p> <p>地産地消・外資課</p> <p>地産地消・外資課</p> <p>地域づくり支援課</p> <p>地域づくり支援課</p> <p>農業振興部</p> <p>農業振興部</p> <p>農業振興部</p> <p>農業振興部</p>	
			現在、制度や事業としてあり、活用できるもの		産業振興推進部	計画推進課
						地産地消・外資課
						地産地消・外資課
						地産地消・外資課
						地産地消・外資課
						地産地消・外資課
						地域づくり支援課
						地域づくり支援課
						農業振興部
農業振興部						
農業振興部						
農業振興部						

推進テーマ	現状	課題	課題に対する各部署の対応策、事業等	部局	担当課	
4 鳥獣被害対策	<p>1 集落ぐるみの総合的な対策の推進</p> <p>◆野生鳥獣被害に強い集落づくり県内11集落をモデルとして指定し、地域住民が一体となって被害防止対策、集落の環境整備を推進</p> <p>◆鳥獣被害対策専門員活動の強化現在9JAに10人の鳥獣被害対策専門員を設置鳥獣被害の実態調査や研修会等を開催</p> <p>2 シカ捕獲対策の推進</p> <p>隣接県との広域連携、捕獲隊の実施等により、昨年度約13,000頭を捕獲（前年対比約2千頭増）</p> <p>3 狩猟者の確保</p> <p>狩猟免許試験の実施回数増や土日実施により狩猟者を確保する。また、林業従事者を重点対象として講習会を実施する。</p> <p>4 捕獲鳥獣の有効活用(ジビエの普及・拡大)</p> <p>加工・流通実態の把握、狩猟から販売まで課題整理を実施</p>	<p>1 狩猟者の確保</p> <p>・農林業従事者、関係団体等への狩猟免許取得の推進</p> <p>2 捕獲鳥獣の有効活用</p> <p>・ジビエの流通・販売実態及びニーズの把握</p> <p>・食肉以外の有効活用に関する研究開発(シカ忌避剤等の開発)</p> <p>3 林業被害の拡大防止対策</p> <p>・皆伐等による新たな被害防止対策</p>	<p>■狩猟者の確保</p> <p>○わな猟免許取得予備講習会の開催</p> <p>シカの生息する森林での捕獲促進のために、林業従事者を対象としたわな猟免許予備講習会を開催</p> <p>・対象:林業関係企業職員、森林組合職員等</p> <p>・回数:3回(東部・中部・西部)</p> <p>・人数:約100人</p> <p>○わな猟技術講習会の開催</p> <p>わな猟の技術向上のための実践的な技術講習会を開催</p> <p>・対象:わな猟免許保持者、新規取得希望者等</p> <p>・回数:10回(中芸・嶺北・幡多など)</p> <p>・人数:1回約50人、計約500人</p> <p>○狩猟免許更新講習会(43回)でのわな猟のPR</p> <p>講習内容に、「くくりわな」のかけ方などのDVD視聴を追加し、わな猟を促進</p> <p>○狩猟免許臨時試験の実施</p> <p>5回の実施計画に加え、要望のある市町村での出前による臨時試験実施を検討</p>	産業振興推進部(中山間対策・運輸担当理事所管)	鳥獣対策課	
			<p>■捕獲鳥獣の有効活用</p> <p>○シカ肉利用有効活用研究会開催</p> <p>狩猟関係者、加工販売業者、関係企業、関係団体等との意見交換</p> <p>○シカ肉消費拡大キャンペーン(試食会開催)</p> <p>シカ肉消費拡大キャンペーンイベント等での調理委託</p>		鳥獣対策課	
			<p>■捕獲鳥獣の有効活用</p> <p>ジビエの流通・販売実態及びニーズの把握</p> <p>事業:農林水産物加工商品開発支援事業</p> <p>内容:直販所を拠点として加工品を販売する場合に、その開発・改良について助言するアドバイザーを派遣する。</p>		農業振興部	地域農業推進課
			<p>■森林資源再生支援事業(造林事業と併用)</p> <p>伐採跡地への再造林と併せて設置するシカ被害防護ネットに対して、助成する。</p> <p>補助先:県が補助する造林事業の申請者</p> <p>補助率:9/10(造林事業と併用)</p> <p>補助対象経費:再造林、付帯施設等整備(シカ被害防護ネット)</p>		林業振興・環境部	林業改革課

現在、制度や事業としてあり、活用できるもの